

# 重要事項説明書

社会福祉法人 星風会

ステラ千住保育園

# 重要事項説明書

## 2026年4月1日現在

本説明書は、ステラ千住保育園（以下「当園」という）における特定保育。保育の提供の開始に際し、利用申し込み者に説明するものです。

### 1 事業者の運営主体

事業者の名称	社会福祉法人 星風会
代表者氏名	理事長 早川武憲
法人の所在地	〒328-0004 栃木県栃木市田村町 928 番地
法人の電話番号	0282-27-3969

### 2 事業の目的

事業の目的	児童福祉法の諸規則に従い、乳幼児に必要な保育サービスを提供します。
運営方針	子どもたちが、その毎日の生活の中でいろいろな体験や経験から多くのことを自分で学び、協調性や相手のことを思いやる心を育みます。

### 3 保育所の概念

名称	ステラ千住保育園	
所在地	東京都足立区千住1丁目3番6号	
認証年月日	平成24年7月1日（認定平成24年6月26日）	
電話番号	03-5813-9100	
施設長氏名	小林ふみ子	
入所定員（年齢別）	40名（0歳児10名、1歳児12名、2歳児・3歳児合同18名） ※0歳児は生後57日目から利用可能	
職員数	18名	
取り扱う保育事業の種類	月極保育、一時保育、延長保育、家庭福祉員代替保育	
自己評価の概要	当園が定める自己評価基準に基づき、毎年1度実施し、サービス内容の向上に努めます。	
第三者評価の概要	東京都が認証した評価機関による事業評価を3年1回受審し、その結果を情報公開します。	
職員の研修の実施状況	当園は施設内研修及び法人主催の研修を実施し、教育・保育を高めていきます。また、東京都・足立区の主催する研修に参加します。	
嘱託医	氏名	井上クリニック（院長 早川貴美子）（医師 奥野章）
	住所	足立区竹の塚5-11-8
	委託内容	入園児健診、園児の年二回以上の定期健診及び緊急時の対応、日常の健康管理における助言等

#### 4 開所日・開所時間及び休園日

開園日	月曜日から土曜日まで
開園時間	7時00分から20時00分まで
休園日	日曜日・国民の祝日に関する法律に規定する休日 12月29日から1月3日まで

#### 5 施設の概要

園舎	構造	鉄筋コンクリート造 6階建て1階	
	延床面積	190.69 m <sup>2</sup>	
施設設備の数と面積	乳児室・ほふく室	2室	73.8 m <sup>2</sup> (調乳室0.25 m <sup>2</sup> 含む)
	保育室・遊戯室	1室	38.06 m <sup>2</sup>
	調理室・調乳室	1室	13.28 m <sup>2</sup>
	幼児用トイレ	3個	9.62 m <sup>2</sup>
	医務室・事務室	1室	9.87 m <sup>2</sup>
	廊下・押入れ	1室	40.06 m <sup>2</sup>
	ロッカー	1室	6.0 m <sup>2</sup>
設備の種類	冷暖房完備・110番通報システム・防犯カメラ設置		
安全保障	総合賠償責任保険加入		

#### 6 職員体制

施設長	1人(常勤:1人)
保育従事職員	13人(常勤:11人 非常勤4名)
調理員	2人(常勤:1人 非常勤:1人)
栄養士	1人(常勤:1人)
その他(嘱託医)	1人(非常勤:1人)

#### 7 提供する教育・保育の内容

組・グループ	保育計画
0歳児	全体的計画
1歳児	全体的計画
2歳以上	全体的計画
その他(年間行事等)	年間行事参照

## 保育の方針

○子どもが今を最も良く生き、望ましい未来を創り出す基礎を培うために

- ・十分に保育の行き届いた環境のもとくつろいだ雰囲気のなか子どもの様々な欲求を満たし生命の保持および情緒の安定を図ります。
- ・健康、安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培います。
- ・人とのかかわりのなかで人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にする心を育てるとともに、自主、自立および協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培います。
- ・生活のなかで、言葉への興味や関心を育て、話したり、聞いたり、相手の話を理解しようとするなど、言葉の豊かさを養います。
- ・様々な体験を通して、豊かな感性や表現力を育み、創造性の芽生えを培います。

○入園する子どもの保護者支援のために

- ・入所する子どもの保護者に対し、その意向を受け止め、子どもと保護者の安定した関係に配慮し、保育室の特性や保育士などの専門性を生かして、その援助にあたります。

## 8 毎日の保育の流れ

### (1) 一日の保育スケジュール

時間		朝～昼～夕方～夜
組	0歳児	デイリープログラム参照
	1歳児	デイリープログラム参照
	2歳以上	デイリープログラム参照

### (2) お散歩のコース

近隣にあるいこいの広場、千住仲町公園、スポーツ公園等にお散歩に行きます。

お散歩マップを作成し、コースや公園などの設備を記載し、安全な保育をします。

## 9 昼食等について

昼食・おやつ・補食	保護者の方には、翌月の献立が把握できるように中旬過ぎに献立表をお配りします。
アレルギーなどへの対応	使用する食材の中でアレルギーなど、食べられないものがありましたら事前にご連絡ください。 相談の上、除去などの対応を取ります。 (例) 卵・牛乳・そばなど
衛生管理等	集団給食施設届出を足立区保健所へ届出済みです。 (平成24年7月4日届出) 残留塩素等の水質検査を毎日実施しています。 全職員は、毎月検便を行っています。

## (1) 食事

- 1 当園では、栄養士が作成した献立を実施しています。
- 2 献立は旬の野菜や果物・魚を取り入れた季節感のある献立で食べ物の持ち味をいかした手づくりの給食です。
- 3 給食は毎日の保育活動の中でも大きな位置を占めています。「食事」は生活リズムを整えるための大切役割を担うとともに、子どもの感性を育て、生涯の食行動や食習慣に大きな影響を与えます。さらに食べることの大切さ、給食を通して皆で食べることの楽しさを感じていくことで、子どもたちが「食」に興味を持ち、感謝する心を育むことも給食の大きな役割だと考えています。
- 4 当園では年齢にあった食事習慣を身につけるために給食の内容や食事のとり方など十分留意しています。また、四季折々の行事による季節感や食材の旬などについても感じられるような食事計画を行っております。
- 5 離乳食の調理は子どもの食べ方を見ながら、舌ざわり・飲み込みやすさ・食べやすさを調整していきます。

※毎月 25 日前後に、普通食・離乳食の献立を資料として添付します。

## (2) アレルギー対応

食物アレルギーについては、現在、アレルギーの原因部質を食べないこと（除去食）で、症状の悪化を抑えることが大切だと言われています。原因となる食品や症状は、一人ひとり異なっており、除去食の内容や期間については医師の診断のもと実施していくことが必要です。当法人では、保護者への通知・依頼、診断書・食事箋などの説明をし、マニュアルに沿って行います。しかし、食物アレルギーだからといって、食事療法だけで良いとは限りません。普段の生活での注意も必要です。生活リズムを整えること（朝起きる・夜寝る時間を決めるここと、食事時間を決めるこことなど）や、体を鍛えること、さらに住環境など生活全般にも目をむけることが大切だと考え、食育計画の下で保育をすすめています。

## (3) 衛生管理

当園における衛生管理は、次に掲げるもののほか、その他関係法令などを遵守し衛生管理を行います。

- 1 当園は、園児の使用する設備、食器等または飲用に供する水については、衛生的な管理に努めます。
- 2 当園は、感染症または食中毒が発生、まん延しないように必要な措置を講じていきます。
- 3 当園は、必要な医薬品を備え、適正に管理をしていきます。

## 10 入園児に必要な書類等

- (1) 住居を確認するもの。
- (2) 保護者の連絡先を明確にするもの。
- (3) 児童の体調を確認するもの。（病歴、予防接種の記録やアレルギー等）
- (4) 児童の嗜好や生活習慣を知るもの。

## 11 保育園と保護者の連絡について

- (1) 乳幼児の保育園での状況や家庭での状況を相互連絡しあうために連絡帳を活用します。体温、食事、遊び、覚えたこと、挑戦していること、失敗したこと、排便状況など、乳幼児の様子を、保育園側はもちろんですが、保護者も家庭での様子をできるだけ詳細に記入するようにおねがいします。
- (2) 月に1回、園だよりを発行します。月の行事や共通連絡事項などをお知らせします。

## 12 保護者の方が用意するもの

- (1) 入園時に用意するもの 持ち物表参照
- (2) 毎日持参するもの 持ち物表参照

## 13 保護者会について

年に1回、開催予定です。保育所からは行事や出来事、理事会または運営委員会の内容等に関することについてお知らせします。また、保護者のご意見も頂く場としています。

## 14 運営委員会について

年に2回、開催予定です。保護者、外部委員（社会福祉事業について知識経験を有する方）及び事業者が様々な内容について意見を交換し、利用者の立場に立った良質な保育を行うために開催するものです。

## 15 健康診断等について

### (1) 健康診断

0歳児	年2回、嘱託医が健診します。健診の結果については、結果報告書・児童票（日々の成長記録）及び連絡帳に記載します。
1歳以上児	年2回、嘱託医が健診します。健診の結果については、結果報告書・児童票（日々の成長記録）及び連絡帳に記載します。

### (2) 身体計測

全乳幼児	毎月1回に身長・体重の測定を行います。結果については、各児童票（日々の成長記録）及び連絡帳に記載します。
------	--

※その他、乳幼児の日ごろの様子でご心配なことがありましたら保育園にご相談ください。

### (3) 健康管理・病気の時の対応

- ① 毎月身体計測をします。児童票に記入するとともに保護者の方にもお知らせします。
- ② 登園したら検温します。
- ③ 人から人にうつる感染症は保育園という集団保育では注意が必要です。
- ④ 学校保健安全法に基づき出席が停止の基準があります。医師が許可するものと、医師の判断を受けて保護者が記入する登園許可証が必要になります。（保育園にあります）
- ⑤ コロナ感染症・インフルエンザ・感性性胃腸炎に罹患した場合は、区の方に報告します。
- ⑥ 当園では、原則として預薬はしておりません。薬が必要な場合は、保護者の方が行うか、医師に相談して時間調整をするなどの対応をお願いします。

- ⑦ 38度以上の発熱の場合は、お迎えをお願いします。  
朝から37.5度以上の場合は、お子様の平熱・気候にもよって違いますが、体調に合わせて登園を控えて頂く場合があります。
- ⑧ ひどい下痢の場合は、お迎えをお願いします。
- ⑨ 保育園では、玩具・保育室等消毒しています。感冒等の流行の時は玄関にある消毒液をご利用ください。

## 16 料金

### (1)月極保育料 料金表参照

※おやつ代・昼食代は月極保育料に含みます。

(2) 随時の延長保育料 1時間当たり 600円 (10分 100円)

(3) 夕食代（補食代） 1回あたり 200円

(4) 自主事業（付帯サービス）の利用料金

一時保育=月極保育以外に時間単位での保育を行っています。クラス児童数が定員に空きがない場合は、受け入れができない場合があります。ご利用するには、前もって登録をしていただき、利用する3日前までの予約が必要となります。 料金は1時間当たり500円です。

## 17 支払方法

以下の中から、ご希望の支払方法を選んでください。

(1)現金振込払（納付期限：毎月20日）

指定口座：埼玉りそな銀行 八潮支店 口座番号 4080123)

(2)現金払（支払期限：毎月20日 保育園までお願いします）

## 18 保育園のご利用に際し留意していただきたいこと

欠席する場合または登園の時間が遅れる場合	当日に欠席の連絡を連絡する場合または登園が遅れる場合は、その日の登園予定時刻までにご連絡お願いします。
お迎えが遅れる場合	お迎えが遅れる場合は、原則として随時の延長保育扱いとなりますので、ご連絡ください。
毎朝の体温等の確認	登園前に必ず体温や健康状態等の確認を行ってください。
感染症について	麻疹（はしか）・百日咳。水疱瘡。耳下腺炎等の感染症にかかった場合は、別紙の登園停止期間を経過してから登園になります。
発熱のある場合について	熱が38.0度以上の場合は、登園を控えてください。また、保育園で発熱の場合は状況判断によりお迎えをお願いします。
投薬について	医療行為に当たるため原則として行いません。
契約時間外、19時以降のお預かりについて	当日12時までに、ご連絡お願いします。

## 19 賠償責任保険の加入

保険の種類	総合賠償責任保険
1事故につき(1名 200,000,000円が限度)	200,000,000円

## 20 緊急時の対応方法

- (1) 保育中に容体の変化などがあった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、嘱託医または主治医へ連絡を取るなど必要な措置を講じます。
- (2) 保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育園が責任を持つて、しかるべき対処を行いますので、あらかじめご了承願います。

嘱託医	氏名 井上クリニック
	所在地 足立区竹の塚 5-11-8 電話 03-3850-5771
救急隊	管轄消防署名 千住消防署
	所在地 足立区千住 1-3-9 電話 03-3882-0119
警察署	管轄警察署名 千住警察署
	所在地 足立区千住 1-38-1 電話 03-3879-0110

## 21 非常災害時の対策

消防計画作成 (変更)届出書	千住消防署 平成31年4月15日届出 防火管理者 氏名 小林ふみ子		
避難訓練	火災及び地震を想定した避難訓練を月1回実施。そのほか、職員は110番通報・AED使用訓練・急救対応・気道内異物除去・エピペン使用・不審者訓練等を行なう。また、電話による117等の安否確認システム訓練を行う。		
非常食・防災用品	当園とステラ千住ふたば保育園に非常用食品を置く。定期的に入れ替え、見直しを実施する。なおアレルギー児用エプロンなどを用意し安全を確保する。		
防災設備	自動火災探知器・煙感知器・誘導灯		
避難場所	一時避難場所 ステラ千住保育園 一次避難場所 不動院、慈眼寺 二次避難場所 荒川南岸河川敷緑地 東京芸術大学千住校地	洪水時の避難確保計画に基づく 豪雨災害による避難場所 ・10mまではステラ千住ふたば保育園 ホールに避難 ・10mを超えた場合は芸術センター に避難	
避難対応	災害時の対応のお知らせ参照		
臨時休園	風水害時における保育施設の臨時休園の対応方針については、足立区の方針に沿って行う(台風接近や集中豪雨など風水害時における保育施設の対応) 1 臨時休園の判断基準 2 保育再開の判断基準 以下の基準を満たすことを前提とする 3 代替保育 4 臨時休園時の連絡方法		

## 22 保育内容に関する相談・苦情

### (1) ステラ千住保育園 相談・苦情担当

窓口設置場所	足立区千住一丁目3番6号
相談・苦情受付担当者	保育主任：杉村悠
相談・苦情解決責任者	園長：小林ふみ子
受付方法	面接・文書・電話などの方法で相談・苦情を受け付けます。 電話 03-5813-9100

### (2) 第三者委員

氏名	日向野 兵造（ひがの ひょうぞう）
職業	星風会監事
電話番号	0282-22-3106

氏名	青山 一郎（あおやまいちろう）
職業	星風会評議員
電話番号	0282-27-3960

### 苦情解決規程を設置しています

この規程は社会福祉法人星風会定款第1条に基づき法人が実施する事業（以下、「法人事業」という。）の利用者からの苦情に対して社会福祉法人星風会第82条を踏まえて適切な対応を行うことにより、法人事業の利用者の権利を擁護し、事業の迅速な改善を図るとともに、法人事業に対する社会的な信頼を向上させることを目的としています。

本規定による苦情解決の責任主体を明確にするため、法人に苦情解決責任者をします。

苦情解決者は、施設長があたるものとし、本規定による苦情解決の責任主体を明確にするため、法人に苦情解決責任者を設置します。また、苦情解決者は、施設長があたるものとし、苦情申出内容の原因、解決方策の検討苦情解決のための苦情申出人との話し合い、第三者委員への苦情解決結果の報告、苦情原因の改善状況の苦情申出人及び第三者委員への報告をします。

## 23 虐待防止のための措置に関する事項

ステラ千住保育園は、子どもの人権の擁護・虐待防止のための次の措置を講じます。

- (1) 人権の擁護・虐待の防止等に関する必要な体制の整備
- (2) 職員による子どもの心身に有害な影響を与える行為の禁止
- (3) 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施
- (4) その他虐待防止のために必要な措置

ステラ千住保育園は、保育の提供中に、当園の職員または養育者（子どもを現に養育する者）による虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合には、速やかに、児童虐待防止等に関する法律の規定に従い、児童相談所など適切な専門機関に通告します。また、児童虐待予防法第5条により、保育園職員は、児童虐待の早期発見に努めなければならないという、努力義務が課せられております。

## 24 個人情報の保護

- (1) 当園の職員（当園であった職員も含む）は、正当な理由がなく、その業務上知り得た園児及びその家族の情報を漏らしてはならないものとしています。
- (2) 小学校、ほかの特定教育、保育施設に対して園児に関する情報を提供する際は、保護者の同意を得るものとします。

## 25 一日の流れ

時間	乳　　幼　　児
7:00	開　園 保育開始 順次登園　　視診（朝の機嫌・検温・からだの湿疹、傷の有無） 自由遊び
9:00	クラス別保育 順次登園　　視診（朝の機嫌・検温・からだの湿疹、傷の有無） 自由遊び 朝の会・週の初めに集会（絵本の読み聞かせ・リズム・リトミック・3和音）
9:30	オムツ交換・トイレ・手洗い
9:45	おやつ
10:30	遊び（室内外）・散歩
11:30	（年齢によって前後します）　　帰園・トイレ・手洗い
11:30	給食　給食後、洋服を取り換える。おむつの取り換え（個々の状態による）
13:00	お昼寝（年齢によって前後します）
14:30	順次目覚め。目覚めた子どもからおむつ交換、トイレの促しをする。
15:00	手洗いをしたあとおやつの準備 おやつ
15:30	自由遊び
17:30	合同保育
	順次降園
20:00	閉　園

保育所保育指針および足立区教育・保育の質ガイドラインに基づき年間保育計画を作成し、子ども一人ひとりの発達を踏まえて、養護と教育が一体になった保育を展開するため、この教育及び保育の目標に沿って各年齢にあった保育を実施する。

特に目標の一つである「主体的に行動できる子」を保育で生かすためには、知・徳・体と言われている「あたま・心・からだ」のバランスを持って立案していくことが大切だと考えている。各年齢に応じたデイリープログラムについては、保育士のデイリーと併せて保育をしていく。

なお、主体的に行動することを目標にしているため、活動を区切るためのクラス別保育にならないように、遊び込んでいるときには、保育士は見守りの姿勢を持つようにしている。